

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

群馬県館林市

# 目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標 .....	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 .....	4
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等 に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標 とすべき農業経営の指標.....	1 0
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び 育成に関する事項 .....	1 4
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 .....	1 5
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項 .....	1 6
第 6	その他 .....	2 0

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市は、群馬県の東部に位置しており関東地方全体のほぼ中心部にあり、首都圏という消費地に近接する立地条件を活かし、米麦、施設野菜、畜産等を中心に複合経営を展開し、食料の供給基地として重要な位置を占めてきた。特に施設園芸については、全国でも有数の地位を築いている。

今後、施設園芸においては、新たな高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して主産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を目指す農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を進める。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、今後とも農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 本市の農業構造については、工業団地の造成に伴い農業労働力の農業外流出による兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年、一層の兼業の深化と高齢化により農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、安定兼業農家から規模拡大農家への農地の流動化は県内上位を維持しているものの、将来的には更なる兼業農家の高齢化が予想され、機械の更新時や世代交代等を機に農地の流動化が急速に進む可能性を含んでいる。

3 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後（目標年次：令和12年度））の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の育成に努めることとする。

具体的な経営の指標は、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともにこれらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,950時間程度
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり370万円 (一経営体あたり580万円)

4 本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意思その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市、農業協同組合、農業指導センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、担い手の育成を総合的に支援する体制をとり、集落段階における農業の将来展望を明確にするため十分な話し合いを推進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の指導体制が主体となって営農診

断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、農地の流動化に関しては、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を進める。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家や高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明らかにし、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、関係農家に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 本市は、担い手の育成を総合的に支援する組織において認定農業者又は今後認定をうけようとする農業者・生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含

む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を農業指導センターの協力を受けつつ行なう。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

本市の令和4年の新規就農者は4人であるが、過去5年間、増減がある状況となっているが、施設園芸の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間170人を踏まえ、本市においては年間10人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2増加させる。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,950時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

目標年間労働時間	主たる従事者1人あたり1,950時間程度
目標年間農業所得	主たる従事者1人あたり250万円 (一経営体あたり350万円)

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については普及指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

特に施設園芸においては、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、県基本方針の農業経営の基本指標を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
①水稲 +麦	<p>&lt;作付面積&gt; 水稲 900a 小麦 1000a 二条大麦 500a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 15ha うち7haは通年借地、5haは期間借地</p>	<p>&lt;資本装備&gt; (大型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター (75、40ps)</li> <li>・田植機 (側条6条)</li> <li>・自脱型コンバイン (6条)</li> <li>・トラック (1t, 軽)</li> <li>・スプレヤー</li> <li>・フロントローダー</li> <li>・マニユアスプレッタ</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・側条施肥田植機の利用と緩効性肥料による施肥作業の省力化</li> <li>・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数削減と省力化</li> <li>・水稲・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集積により団地化を図る</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・夏期と秋期の臨時雇用の確保</li> <li>・農繁期中の1日当りの労働時間は10時間以内にとどめる</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
②施設 野菜(キュウリ)+水稲+麦	<p>&lt;作付面積&gt; 促成キュウリ 20a 抑制キュウリ 20a 水稲 120a 二条大麦 250a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 2.7ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場 (100㎡)</li> <li>・温室 (2,000㎡)</li> <li>・灌水施設</li> <li>・灌水井戸 (1基)</li> <li>・燃料タンク (2kL)</li> <li>・トラクター (25ps)</li> <li>・歩行型トラクター (8ps)</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・田植機 (4条2戸共同)</li> <li>・自脱コンバイン (2条)</li> <li>・土壌消毒機 (2条)</li> <li>・温風暖房機</li> <li>・トラック (1t, 軽)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キュウリは購入苗利用による育苗の効率化</li> <li>・地域有機物資源活用による土作り</li> <li>・水稲・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・パッケージセンターを利用した下等級規格品のコンテナ出荷による優品質の出荷量の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・出荷調整作業等に対するパート雇用</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
③施設野菜(トマト、キュウリ)+ 水稻+麦	<p>&lt;作付面積&gt; 促成トマト 15a 抑制キュウリ 15a 水稻 180a 二条大麦 300a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 3.15ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; (中型機械化体系) ・農作業場 (100㎡) ・温室 (1,500㎡) ・灌水施設 ・灌水井戸 (1基) ・トラクター (25, 8ps) ・歩行型トラクター (8ps) ・田植機 (4条2戸共同) ・自脱コンバイン (3条) ・温風暖房機 ・土壌消毒機 ・動力噴霧機 ・トラック(軽)</p> <p>&lt;その他&gt; ・購入苗の利用による育苗の効率化 ・地域有機物資源活用による土作り ・減化学肥料・減農薬栽培 ・水稻・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・パッケージセンターを利用した下等級規格品のコンテナ出荷による優品質の出荷量の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・出荷調整作業等に対するパート雇用</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
④施設野菜(イチゴ)+ 水稻+麦	<p>&lt;作付面積&gt; イチゴ 20a 水稻 150a 二条大麦 350a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 3.7ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; (中型機械化体系) ・農作業場 (100㎡) ・温室 (2,000㎡) ・育苗ハウス (100㎡) ・灌水施設 ・灌水井戸 (1基) ・燃料タンク (2kl) ・トラクター (25, 8ps) ・田植機 (4条2戸共同) ・ロータリーシーター ・自脱型コンバイン (2条) ・温風暖房機 ・保冷库 (1.5坪) ・動力噴霧機 ・トラック (1t) ・炭酸ガス発生装置</p> <p>&lt;その他&gt; ・イチゴの平地育苗は、雨よけまたは、空中採苗とする ・ウイルスフリー優良株の専用親株床の設置 ・ホット育苗・夜冷等、花芽分化促進技術の導入 ・大型ハウスによる栽培管理の自動化・省力化 ・水稻・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・出荷調整作業等に対するパート雇用</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑤施設野菜(ナス、ホウレンソウ、ミズナ) + 露地野菜(ニガウリ、カウリ) + 水稲 + 麦	<p>&lt;作付面積&gt;  半促成ナス 30a  ホウレンソウ2作×15a  ミズナ 2作×15a  ニガウリ 20a  水稲 180a  小麦 100a  二条大麦 200a</p> <p>&lt;経営面積&gt;  3.5ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;  (中型機械化一貫体系)  ・農作業場 (100㎡)  ・パイプハウス (3,000㎡)  ・トラクター (25,8ps)  ・ロータリーシーダー  ・田植機 (4条の2戸共同)  ・自脱型コンバイン (4条)  ・トラック (1t, 軽)  ・動力噴霧機  ・保冷库</p> <p>&lt;その他&gt;  ・ナスは購入苗利用、結果枝切り戻し選定による高品質生産。  ・水稲・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 4.0人</li> <li>・出荷調整作業等に対するパート雇用</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
⑥施設野菜(ホウレンソウ専作)	<p>&lt;作付面積&gt;  ホウレンソウ 275a  55a × 5作</p> <p>&lt;経営面積&gt;  0.55ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;  (小型機械化体系)  ・トラクター (25ps)  ・管理機 (6ps)  ・播種機  ・動力噴霧機  ・トラック(軽)  ・農作業場 (100㎡)  ・パイプハウス (5,500㎡)  ・保冷库</p> <p>&lt;その他&gt;  ・ビニールハウスでのハウレンソウ5作による周年出荷  ・地域有機物資源活用による土作りと遮熱資材利用による夏期の高温対策の実施  ・播種時期に応じた品種の選定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族労力の他地域内の主婦パート労力の組織化と活用を図る</li> <li>・良質堆肥の投入と有機質肥料を主体とした施肥により生産の安定を図る</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力2.0人</li> <li>・補助労力1.0</li> <li>・収穫・調製作業に対するパート雇用</li> <li>・快適な作業環境の整備</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>



営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑦施設 花き(シ ビジウム 専作)	<p>&lt;作付面積&gt; シビジウム 40a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 0.4ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場 (30㎡)</li> <li>・温室 (4,000㎡)</li> <li>・ハウス内カーテン (4,000㎡)</li> <li>・栽培ベンチ (4,000㎡)</li> <li>・貯油タンク、防油堤 (1.8kL)</li> <li>・井戸</li> <li>・温風暖房機</li> <li>・細霧冷房</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・運搬コンバヤ</li> <li>・トラック (1t)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営利品種選定による優良種 苗の確保</li> <li>・ハウスは複合環境制御シス テムを装備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・畜産農家との連携によ る良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収 支の把握と資金管理の 徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹 底し、使用年数延長に よる機械コストの低減 を図る</li> <li>・ギフト用としての販路 の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・鉢替え・出荷作 業に対するパート 雇用</li> <li>・チェックリストに 基づく労働安全の 確保</li> <li>・定期的な休日の 確保</li> <li>・家族経営協定の 締結</li> </ul>
⑧施設 花き(シ ラムン、矮 性カーショ ン)	<p>&lt;作付面積&gt; シラムン 17a 矮性カーネシ ョン 17a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 0.17ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場 (100㎡)</li> <li>・温室 (2,000㎡)</li> <li>・ハウス内カーテン (2,000㎡)</li> <li>・栽培ベンチ (2,000㎡)</li> <li>・貯油タンク、防油堤 (1.8kL)</li> <li>・井戸</li> <li>・暖房機</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・液肥混入機</li> <li>・ホイルローダー</li> <li>・フォークリフト (1.5t)</li> <li>・軽トラック</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・底面給水技術の導入による 省力化と施肥体系の確立</li> <li>・ハウスは複合環境制御シス テムを装備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・簿記記帳による経営収 支の把握と資金管理の 徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹 底し、使用年数延長に よる機械コストの低減 を図る</li> <li>・ギフト用としての販路 の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・収穫荷造り作業 に対するパート 雇用</li> <li>・チェックリストに基 づく労働安全の確 保</li> <li>・定期的な休日の 確保</li> <li>・家族経営協定の 締結</li> </ul>

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑨酪農 専作＋ 肉牛	<p>&lt;飼養頭数&gt;            経産牛 40頭            育成牛 22頭            F1 40頭</p> <p>&lt;作付面積&gt;            飼料作物            8ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;            8ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            パイプライン体系            ・パイプライン搾乳装置            ・トラクター（72ps:共有）            ・コンプレッサー（共有）            ・コンハーベスタ（共有）            ・トラクター（40ps）            ・フロントローダー            ・簡易バンカーサイロ            ・発酵堆肥化施設            ・バンクリーナー            ・トラック（2t、軽）</p> <p>&lt;その他&gt;            ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営            ・経営体周辺への飼料畑集積            ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進            ・飼料作物生産の機械利用組合方式の導入（5戸共同）            ・計画的肉畜生産（F1）            ・受精卵移植技術による高能力確保            ・育成牛の牧場委託育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン活用による経営分析</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・牛群検定の活用</li> <li>・市況情報管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 3.0人</li> <li>・補助労力 1.0</li> <li>・ヘルパーの活用による休日制の導入</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
⑩酪農＋ 水稻＋麦	<p>&lt;飼養頭数&gt;            経産牛 25頭            育成牛 14頭</p> <p>&lt;作付面積&gt;            水稻 120a            二条大麦 200a            飼料作物 800a</p> <p>&lt;経営面積&gt;            10ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            パイプライン体系            ・パイプライン搾乳装置            ・トラクター（70ps:共有）            ・コンプレッサー（共有）            ・コンハーベスタ（共有）            ・簡易バンカーサイロ            ・発酵堆肥化施設            ・トラクター（30ps）            ・フロントローダー            ・田植機（4条）            ・自脱型コンバイン（4条）            ・動力噴霧機            ・トラック（2t、軽）</p> <p>&lt;その他&gt;            ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営            ・経営体周辺への飼料畑集積            ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進            ・飼料作物生産の機械利用組合方式の導入（5戸共同）            ・計画的肉畜生産（F1）            ・受精卵移植技術による高能力確保            ・育成牛の牧場委託育成</p> <p>水稻、麦の乾燥調製は共同乾燥調製（貯蔵）施設を利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン活用による経営分析</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・牛群検定の活用</li> <li>・市況情報管理</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・ヘルパーの活用による休日制の導入</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
①肉牛(肉専用種肥育) + 水稻+麦	<p>&lt;飼養頭数&gt; 肥育牛 100頭</p> <p>&lt;作付面積&gt; 水稻 180a 二条大麦 300a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 3.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・群飼育舎</li> <li>・ショベルローダー</li> <li>・大型扇風機</li> <li>・飼料貯蔵庫</li> <li>・堆肥舎</li> <li>・トラクター (25ps)</li> <li>・田植機 (4条2戸共同)</li> <li>・自脱型コンバイン (3条)</li> <li>・ロータリーシーター</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・トラック (2t、軽)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素牛は過肥のものを避ける</li> <li>・肥育前期までは消化の良い粗飼料をTDN20%以上給与する。</li> <li>・出荷月齢24ヵ月齢 720kg</li> <li>・DG 0.75kg</li> <li>・水稻、麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンによる飼料給与設計</li> <li>・出荷データ管理</li> <li>・市況情報管理</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・休日制の導入</li> <li>・給料制の導入</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

[組織経営体]

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
②水稻+麦+露地野菜(キュウリ) 水田作業協業	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>水稻 18ha 小麦 20ha 二条大麦 10ha 促成キュウリ 30a 抑制キュウリ 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 30.3ha うち15haは作業受託</p>	<p>&lt;資本装備&gt; (大型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター (75 2台、40、25ps)</li> <li>・ロータリーシーター</li> <li>・田植機 (側条8条、2台)</li> <li>・普通コンバイン (2m)</li> <li>・スプレヤー (1,000L)</li> <li>・フロントローダー</li> <li>・マニュアルスプレッダ</li> <li>・温風暖房機</li> <li>・土壌消毒機</li> <li>・トラック (2t 2台、軽)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・側条施肥田植機の利用施肥作業の省力化と削減</li> <li>・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化</li> <li>・水稻・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン導入による経営管理と法人化</li> <li>・構成員間の役割分担の明確化</li> <li>・農地集積による団地化と併せて地権者の合意により圃場の大区画化を図る</li> <li>・水田の活用によるブランド野菜の生産販売</li> <li>・パッケージセンターを利用した下等級規格品のコンテナ出荷による優品質の出荷量の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 4.0人</li> <li>・補助労力 2.0人</li> <li>・給与制の導入</li> <li>・出荷調整作業等に対するパート雇用</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> </ul>

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
①水稲 +麦	<p>&lt;作付面積&gt; 水稲 700a 小麦 900a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 900a すべて借地</p>	<p>&lt;資本装備&gt; (大型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター (55ps)</li> <li>・田植機 (側条5条)</li> <li>・自脱型コンバイン (5条)</li> <li>・トラック (1t, 軽)</li> <li>・乗用管理機</li> <li>・フロントローダー</li> <li>・ドライブハーシダ</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・側条施肥田植機の利用と緩効性肥料による施肥作業の省力化</li> <li>・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化</li> <li>・水稲・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集積により団地化を図る</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・夏期と秋期の臨時雇用の確保</li> <li>・農繁期中の1日当りの労働時間は10時間以内にとどめる</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
②施設 野菜(キュウ リ専作)	<p>&lt;作付面積&gt; 促成キュウリ 20a 抑制キュウリ 20a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 20a すべて借地</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場 (100㎡)</li> <li>・温室 (2,000㎡)</li> <li>・灌水施設</li> <li>・灌水井戸 (1基)</li> <li>・燃料タンク (2kL)</li> <li>・トラクター (21ps)</li> <li>・歩行型トラクター (8ps)</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・土壌消毒器 (2条)</li> <li>・温風暖房機 (2台400坪用)</li> <li>・トラック (1t)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キュウリは購入苗利用による育苗の効率化</li> <li>・地域有機物資源活用による土作り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・パッケージセンターを利用した下等級規格品のコンテナ出荷による優品質の出荷量の増加</li> <li>・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・出荷調整作業等に対するパート雇用</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
③施設野菜(トマト、専作)	<p>&lt;作付面積&gt; 長期トマト 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 30a すべて借地</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場 (100㎡)</li> <li>・温室 (3,000㎡)</li> <li>・灌水施設</li> <li>・灌水井戸 (1基)</li> <li>・燃料タンク (2kL)</li> <li>・トラクター (21ps)</li> <li>・歩行型トラクター (8ps)</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・土壌消毒器 (2条)</li> <li>・温風暖房機 (3機・400坪用)</li> <li>・トラック(1t)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用導入による長期どり経営</li> <li>・購入苗利用による育苗の効率化を図る</li> <li>・受粉ハチ利用による受粉作業の省力化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・作業全般に渡り不足する労働力を雇用により確保</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
④施設野菜(イチゴ、専作)	<p>&lt;作付面積&gt; イチゴ 20a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 20a すべて借地</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場 (100㎡)</li> <li>・温室 (2,000㎡)</li> <li>・育苗ハウス (100㎡)</li> <li>・灌水施設</li> <li>・灌水井戸 (1基)</li> <li>・燃料タンク (2kL)</li> <li>・トラクター (21ps)</li> <li>・管理機 (7ps)</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・土壌消毒器 (2条)</li> <li>・温風暖房機 (2台400坪用)</li> <li>・保冷库 (1.5坪)</li> <li>・トラック (1t)</li> <li>・炭酸ガス発生装置</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルスフリー優良株の専用親株床の設置</li> <li>・ポット育苗・夜冷等、花芽分化促進技術の導入</li> <li>・大型ハウスによる栽培管理の自動化・省力化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・出荷調整作業等に対するパート雇用</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑤施設野菜(ナス、ホウレンソウ)	<p>&lt;作付面積&gt; 半促成ナス 30a ホウレンソウ 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 30a すべて借地</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場 (100㎡)</li> <li>・パイプハウス (3,000㎡)</li> <li>・トラクター (21ps)</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・土壌消毒器 (2条)</li> <li>・トラック (1t)</li> <li>・保冷库</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナスは購入苗利用、結果枝切り戻し選定による高品質生産。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・出荷調整作業等に対するパート雇用</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
⑥施設野菜(ホウレンソウ専作)	<p>&lt;作付面積&gt; ホウレンソウ 125a 25a×5 作</p> <p>&lt;経営面積&gt; 25a すべて借地</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場 (100㎡)</li> <li>・パイプハウス (2,500㎡)</li> <li>・トラクター (21ps)</li> <li>・管理機 (7ps)</li> <li>・播種機 (1条)</li> <li>・動力噴霧機 (30L/分)</li> <li>・ロータリー (1.5m)</li> <li>・保冷库</li> <li>・トラック (1t)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨よけパイプハウスを利用した年間5回転の周年栽培</li> <li>・夏季の栽培は、高温、日長などの関係で栽培しにくいので、遮光などの適切な栽培管理と適正品種の選択を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力2.0 人</li> <li>・快適な作業環境の整備</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑦施設 花き(シ ラメン、矮 性カーショ ン)	<p>&lt;作付面積&gt; シラメン 20a 矮性カーショ ン 20a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 20a すべて借地</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場 (100㎡)</li> <li>・温室 (2,000㎡)</li> <li>・ハウス内カーテン (2,000㎡)</li> <li>・栽培ベンチ (2,000㎡)</li> <li>・貯油タンク、防油堤 (1.8k)</li> <li>・井戸</li> <li>・暖房機</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・液肥混入機</li> <li>・ホイローダー</li> <li>・フォークリフト (1.5t)</li> <li>・トラック (軽)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立</li> <li>・ハウスは複合環境制御システムを装備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保</li> <li>・ギフト用としての販路の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・不足する労働力を雇用により確保</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
⑧施設 花き(トル コキョウ)	<p>&lt;作付面積&gt; トルコキョウ 20a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 20a すべて借地</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場 (33㎡)</li> <li>・温室 (1,000㎡×2)</li> <li>・ハウス内カーテン (1,000㎡×2)</li> <li>・貯油タンク、防油堤 (1.8K)</li> <li>・井戸</li> <li>・トラクター (21ps)</li> <li>・管理機 (7ps)</li> <li>・動力噴霧器 (50L/分)</li> <li>・暖房機 (10万Kcal×2)</li> <li>・保冷库 (2坪)</li> <li>・トラック (軽)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セル育苗の導入</li> <li>・1作終了後連作障害回避のために湛水処理をすることが望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・不足する労働力を雇用により確保</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品であるきゅうりなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。加えて、館林市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 本市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、群馬県、館林市、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して設立した邑楽館林施設園芸等担い手受入協議会にて、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 県農業会議、県農地中間管理機構、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

#### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、邑楽館林施設園芸等担い手受入協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望



者が必要とする情報を収集・整理し、群馬県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、群馬県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、本市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

##### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

##### ○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
85%	

##### ○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

##### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

###### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市は、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

###### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、ソフト面では集落営農組織の推進や認定農業者の確保育成、ハード面では農地の交換分合事業やほ場整備事業を積極的に推進する。

###### (3) 関係団体等との連携体制

市・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である米麦の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、本市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、群馬県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

本市は、地域計画の策定に当たって、群馬県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて農地中間管理機構に対する利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

### 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規程する要件を備えるものは、基本要綱様式第6号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
  - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農

業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成6年10月28日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成12年12月4日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年6月12日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月2日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成23年12月21日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。